

Title	長谷川貞之君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.7 (1992. 7) ,p.132- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920728-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

長谷川貞之君学位請求論文審査報告

長谷川貞之君が法学博士（慶應義塾大学）の学位を請求するために提出した論文は、『過失相殺の理論史的系譜と「被害者の過失」理論——法典編纂から見た過失相殺の意義と被害者の過失類型に立脚して』である。本論文は、第一論文『法典編纂から見た「被害者の過失」——ローマ法からドイツ民法典の成立まで——』と第二論文『コモネロー諸国における過失相殺の法理とその理論的基礎』との二部よりなる。

一 論文の構成

A 第一論文・法典編纂から見た「被害者の過失」——ローマ

法からドイツ民法典の成立まで——

第一章 問題の所在

(一) 「損害の公平な分担」と「過失相殺の本質」

(二) 本稿の研究対象

第二章 日本民法典の編纂と「被害者の過失」

- 1 ボワソナード民法草案から現行民法に至る「被害者の過失」

(一) ボワソナード民法草案「旧民法・財三八七条

(二) 法典調査会案「帝国議会提出案」現行民法第四一

八、七二二条第二項

2 原案第七三〇条第二項と「被害者の過失」論争

(一) 「被害者の過失」と「損害控除」・「自己過失」の

概念

(二) 「被害者の過失」と私見の理論構成

(三) 諸外国の法典編纂から見た「被害者の過失」——

概要

第三章 ローマ法における「被害者の過失」

1 考察の視点

2 不法行為上の損害賠償請求における被害者の「自己過失」

(一) 理髪師事例 (二) 投槍事例・陥穽事例 (三)

格闘事例・加害訴権事例 (四) 損害の拡大事例

3 契約上の損害賠償請求における被害者の「自己過失」

(一) 追奪担保事例 (二) 損害拡大事例 (三) 組合

事例・委任事例・事務管理事例

4 当事者双方の「故意の相殺」事例

5 一般命題 Pomponius D. 50. 17. 203. の本来的意義と

「被害者の過失」

6 小括

第四章 古典期ローマ法以後、中世初期に至る「被害者の過

失」

- 1 注釈学派と注解学派の解釈
- 2 ローマ法理論のカノン法への浸透
- 3 Entweder-oder 理論の発生・衰退と culpa major 理論の確立

第五章 法典編纂の努力と「被害者の過失」

- 1 啓蒙主義時代の法典編纂と「被害者の過失」
 - (一) 自然法と「衡平」の思想
 - (二) 「マクシミリアン・バイエルン民法典」から「オーストリア一般民法典」
- 2 一九世紀の法典編纂と「被害者の過失」
 - (一) 「ヘッセン民法草案」から「ドレスデン草案」
 - (二) スイス法と「衡平」の思想
- 3 小括

第六章 ドイツ民法典と「被害者の過失」

- 1 ドイツ民法典成立前の状況
 - (一) 古代ドイツ法
 - (二) 「パンデクテンの現代的慣用」と歴史学派
 - (三) パンデクテン法学と「因果関係の中断」の思想
- 2 §254 BGB 成立過程から見た「被害者の過失」
 - (一) 産業革命とライヒ責任法の成立
 - (二) 第一草案 § 222 E1
 - (三) 第二草案 § 217 E2

(四) 第三草案 § 248 E3-§ 254 BGB

第七章 海事法における「損害分担」の法理の生成とその影響

- 1 「損害分担」の法理の内部的対立—損害の「平等分割」と「比例的配分」
 - (一) 古代の海事法
 - (二) 中世における「三大海事法」
- 2 損害の「比例的配分」の法理の台頭
 - (一) 近世における海事法と損害の「平等分割」の法理の駆逐
 - (二) コモンロー諸国における損害の「比例的配分」の法理の侵透

第八章 総括

- 1 本稿の成果と要約
 - (一) 過失相殺規定の制定と「被害者の過失」の意義
 - (二) 法典編纂における被害者の過失とその思想的背景
 - (三) 被害者の過失と基礎理論の形成
 - (四) 過失相殺の本来的意義
- 2 過失相殺の理論的位置付けと今後の課題—まともに代えて
 - (一) 過失相殺の本質論
 - (二) 「被害者の過失」の意義と学説・判例
 - (三) 「被害者の過失」理論と類型化

B 第二論文・コモンロー諸国における過失相殺の法理とその

理論的基礎

第一章 序説

一、不法行為法の歴史的展開と寄与過失の意義—英米法を支える独自の個人主義的思考型式

二、労働災害に係る民事損害賠償と初期のコモンロー

1 使用者の安全義務と使用者の抗弁

2 労働災者と寄与過失の法理の台頭

第二章 イギリスにおける寄与過失の法理の発生消滅と比較

過失の法理への移行

一、寄与過失の法理の形成とその展開

1 寄与過失の法理形成前後の状況

2 寄与過失の法理の形成

3 最後の回避機会の法理の提唱

4 ジレンマ原理—被害者を窮地に陥れ誤った行動を導くに至る加害者の過失と被害者の無答責

二、一九四五年法改正（寄与過失）法と損害の衡平な分担主義の確立

1 一九四五年法改正法の制定経緯と立法趣旨

2 一九四五年法改正法の適用範囲と損害分担の基準

第三章 アメリカにおける比較過失の法理と損害の衡平な分担主義

担主義

一、寄与過失の法理の継受

1 寄与過失の継受とアメリカ法への受容

2 寄与過失の法理に対する修正とその克服

二、損害の分担主義の台頭と比較過失の法理の採用

1 損害の分担主義の台頭

2 比較過失の法理の採用—その類型と内容

3 比較過失法の運用と陪審制度との関係

4 比較過失法と複数当事者との関係

三、ノーフォールト保険制度の比較過失法に対する影響

1 ノーフォールト保険の発生・展開

2 ノーフォールト保険の類型と比較過失法との関係

第四章 総括

二 論文の内容

A 第一論文

(一) 本論文の問題意識と研究対象

債務不履行・不法行為による損害賠償責任の指導理念は、それを惹起した責ある加害者による損害の填補よりも、むしろ発生した損害を社会における一種の損害とみて、これを当事者間いかに公平妥当に分担させるべきかという損害の公平な分担に求めようとするのが、近時のわが国学説判例の基本的姿勢である。しかし損害の公平な分担を、具体的にどのような基準と方法によって実現するべきか、とくに過失相殺における被害者の過失の意味内容、相殺の方法や効果をめぐっては定説がなく、

議論のあるところである。

本論において、論者は、この論争を、被害者の「過失」の意義・本質をいかに捉えるかによって生ずる見解の対立として理解し、わが民法四一八、七二二条第二項が過失相殺を規定するに至った立法の経緯において、起案者たちがその参考とした諸外国の過失相殺の制度の歴史の意味合いを、はたして正確に理解・継承していたかどうかは疑問があるとして、ここに規定された過失相殺が本来有すべき真の意味を、歴史的、比較法的あるいは法思想的に追求し確定する必要があるとする（本論文第一、二章。第二論文末章）。

このような問題意識に基づいて、論者は一九世紀後半当時の諸外国の民法典編纂に現れる被害者の過失をめぐる法思想——とくに自然法と法実証主義との対立——を中心に考察をすすめる。

★法典調査会における原案七三〇条二項の審議につき、起草委員と他の委員の理解が被害者の過失の方向や相殺の内容が因果関係による損害控除なのか過失に対応した単一損害の分割なのか意見の一致を見ず、浮動的な立場のままに、過失相殺の現行規定が誕生したことを、論者は指摘する。

(二) ローマ法より近代民法典の編纂に至る過程と自然法の過失相殺理論

次いで本論文は、主として Peter Aumann, Christian Wollschläge, Klaus Lüigらの研究に依拠して、過失相殺に関する制

度の起源をローマ法上の法源にまで遡のほり、古典期ローマ法から中世カノン法を経て、近世欧州各国の民法編纂に至る制度展開の学説史的系譜を丹念に追求する（第三章より第六章）。

論者はまず *Digesta* の各法源について古典期ローマ法学者の見解を紹介し、この問題について従来一般的命題として評価されてきた Pomponius D. 50. 17. 203. の断章は、元来は遺贈に関する規定で、これを過失相殺に一般化することには問題があることを指摘する（第三章）。次いで、中世の注釈学派・注解学派の解釈が紹介され、ローマ法理論の教会法への影響を通じて、過失の択一的認定 (*Entweder-oder* 理論) に対する転機をなすものとして、優越過失 (*culpa major* 理論) の登場する経緯が叙述される（第四章）。

第五章において論者は、啓蒙主義時代の法典編纂に先駆する自然法学者として、Hugo Grotius, Samuel Pufendorf, Christian Wolffらの諸説をあげ、とくに Wolff (1679-1754) によって被害者の過失についての理論体系が完成を見たとして、Wolffの過失類型・種類・性質等に対応する損害分割の数理的処理の理論を、Aumannによる分析に従って紹介する。次いで論者は、一八世紀後半から一九世紀後半に至る法典編纂の状況を、バイエルン民法、プロイセン民法、オーストリー民法、ヘッセン民法草案、ドレスデン草案、スイス旧債務法等の各立法について考察し、自然法思想とくに Wolffの思想は、啓蒙主義時代の法典編纂、たとえばプロイセン民法やオーストリー

民法などには一定の成果を見せているがドイツ普通法では強固な抵抗にあつてゐることを指摘する。

第六章は、ドイツ民法における過失相殺規定の成立の背景として、ドイツにおけるローマ法の継受とそれ以後のパンデクテ法学による理論構築の概要を論じ、各種の草案の起草審議を経て現行ドイツ民法二五四条に至る立法の過程を検討する。ここでは被害者の過失が賠償請求を排斥するというローマ法の觀念が、強固なドイツ普通法の伝統的思想にまで形成される経緯が、Eisenbach, Mommsen, Cohnfeld, Pernice, Demeliusらの学説紹介を通じて、因果関係中断論、具体的衡平論、過失類型論等による理論形成の様相と並行して記述されている。他方、ドイツ民法の編纂に先駆する損害賠償制度の企業災害にむけた改革として、鉄道災害に対処する一八七一年のライヒ責任法が被害者の自己過失に請求権消滅の効果を規定していることに着目しながら、来たるべき民法編纂に対する、この特別法の影響を示唆している。第六章後半は、ドイツ民法編纂の過程が、Jacobs-Schubertの資料に依拠して記述され、第一草案における過失相殺の特色が、賠償責任の免除とともに、損害分割の理論に基づく賠償責任の軽減を認めた点で、自然法思想の採用にあつたとするAumannの見解を援用しながら、賠償義務の消滅可能性を認める点では、なお普通法の原則が残留しているところから、自然法理論の一貫性については疑問の余地があると説く。この第一草案から更に第二草案、確定案にまで修正され

て行く編纂過程において次第に伝統的な普通法理論が浸透して行くことが指摘されている。

（三）海事法における損害分担の法理とその影響

本論文は、民事法の過失相殺制度の法理の生成に関連して、これに何らかの影響を及ぼした可能性のある類縁制度として、中世以来の海上運送における損害分担に関する海事法に着目し、その発達の経緯をたどり、民法典・商法典の立法に及ぼした影響を問題とする（第七章）。ここでは船舶衝突における事件処理の法理として、当事者双方の過失ある場合に生じた損害を平等に分割負担させるというオレロン海法の系列と、双方の過失を比較衡量して過失の程度に応じた損害の分担を認めるコンソラート・デル・マレ系列との対立が、今日の海事法にまで反映されている事実が指摘され、歴史的にかなり早期より認められるこれら海事法の制度が、過失相殺に関する自然法の理論形成に影響を与えた可能性の大きなことが推測される、と説いている。論者は、これらの海事法の規制は海上交通という特殊な分野に関するものではあるが、当時の交通手段の主流が海上交通にあつたことよりして、被害者の過失の理論的説明のためには、当時の海事法の規制の考察を無視できないことを主張する。

（四）第一論文の総括

本論文の総括として第八章においては、前述第一章より第七章までの制度史の展開が略述されると共に、過失相殺の解釈と適用をめぐるわが国の学説判例の理論状況が紹介され、学説判

例を通じて被害者の過失を類型的に検討する意識に乏しいことが批判される。すなわち論者によれば、過失相殺の理論史的沿革を重視する立場からすれば、被害者の「過失」には、加害者に転嫁することが公平に反するような自己の損害についての被害者自身の消極的不注意としての「自己過失」と、加害者であると同時に被害者でもある場合の被害者の「真正過失」とが類型的に区別されるべきであり、この両者の区別に対応して、過失相殺の問題は、一方においては被害者の「自己過失」——損害分割——損害の公平な分担、他方においては被害者の「真正過失」——損害控除——因果関係論というように理論的に異なった処理を相当とするもので、加害者と被害者の過失に有責任性を単純に比較衡量するべきではないとするのが、論者の今後の解釈論構築についての指標の提示である。

B 第二論文

(一) 本論文は、英米法における寄与過失の法理を中心として、コモローによるその形成と展開、これに対する被害者救済の方途としての最後の回避機会の法理、さらにこれらにおける画一的硬直な結果を避け具体的公平を求める比較過失の法理とそれに基づく近時立法の傾向等について、その理論史的また社会思想的観点からの考察を指している(第一章)。英国においては、大陸法の過失相殺に相当する寄与過失法理が一九世紀初頭より(その萌芽はすでに一五世紀頃から認められるとい

う)最近まで長く維持され、これに対する最後の回避機会の法理との原理的対立が困難な問題とされていたが、現在では一九一年の海事協定法、一九四五年の改正法の制定により、過失の比較衡量による損害分担の規制が立法化されるに及び、この点について一応の決着を見ている。論者はこれらの近時立法によって従来の判例法がどの程度の影響をうけているかはなお論議の余地があるとし、またコモローを継受した米國諸州においても、寄与過失の法理は次第に廃止あるいは制限される傾向にあるが、その対応には種々の形態があり一様ではないことを指摘して、わが民法との比較検討が、その法理形成の理論的理解とともに有意義であるとす。

論者は、中世的嚴格責任に対する加害者救済の緩和として誕生した寄与過失の法理が、その後の責任原理の発達に伴って質的に次第に転換を遂げ、産業革命以降の英國社会における各種の労働・交通災害については、被害者救済と成長期の産業の企業活動の自由の保証との相克に際して、企業保護の手段として機能するにいたったことを指摘し、被害者に対する過酷な結果にも拘らず、この法理が最近に至るまでコモロー裁判所を支配した理由として、被害者に同情的な陪審(過失の認定を委ねられた)に対する裁判所の不信や、適切な損害分担の方策を欠いた不法行為法の不備の他に、自己の危険をみずから負担するべき自主独立を志向する英米法独特の思考がこの法理に託されていると主張する。

(二) 本論文第二章は、英国コモンロー裁判所において寄与過失の法理が萌芽として現れ、やがて裁判上の原則として確立する過程が、その先例について具体的に記述され、その間損害分担についての海事法の規制が成立していった事情、また近時の制定法による損害の衡平分担主義の採用に至る経緯を扱っている。同第三章は、米国における寄与過失法理の受容の模様を、一八二〇年代以降現在の米国諸州の立法傾向に至るまでの過程について概観する。ここでは一九世紀末より鉄道網の発達を中心とする近代工業の発展に伴って寄与過失法理の適用例の増大する傾向につき、産業革命以後の英国と同様に産業資本の保護育成の手段としての役割が強調されるとともに、コモンローの高度な個人主義的思考と各人の利益を各人の注意に委ねようとする政策的配慮(Prudence)を指摘する。ここでも英国と同様に、過失の認定について被害者に同情的な陪審の判断に対する裁判所の不信が、寄与過失法理の維持の心理的背景として推測されている。さらに論者は、このような寄与過失法理が一九世紀後半以降に各州で制定された使用者責任法や連邦使用者責任法により次第に制限されてくる状況、また米国の近時海事法において、損害の平等分割から過失割合による損害分担に移行しつつある傾向、米国各州において従来の寄与過失にかわって採用されている比較過失法理が必ずしも一様ではなく多くの類型により処理の方法を異にする点、あるいは保険制度と比較過失法理との関連性等を具体的に論じている。

(三) 本論文の総括として第四章は、コモンロー諸国において寄与過失の法理が、その理論的基礎において多くの問題をはらみ、被害者に過酷な結果を伴うにも拘らず、最近まで維持されてきた背景として、英米法独特の個人主義思想と成長期の企業資本保護という政策的配慮とがあったことを指摘する。以上本論文において対象とした寄与過失法理の歴史的考察と、論者が意図するわが民法の過失相殺の解釈論との関連は、第一論文における論者の主張と同様である。

三 論文の概評

(一) 論文の概要とその基本的主張

論文は、民法四一八条及び七二二条二項が規定する過失相殺の解釈論の前提として、民法典が編纂された立法の経緯につき、法典調査会における起草段階の審議から、その前身である旧民法・財産編三八七条、ポアソナード草案四〇七条に遡り、わが民法の過失相殺制度に影響を与えたと見られる諸外国の民法の編纂事情を、とくにドイツ民法(それに先行する各ラント民法)、オーストリー民法、スイス旧債務法等につき、ローマ法以来の沿革をたどりながら、丹念詳細に紹介し検討を加えたものである(第一部)。ここでは、各民法の過失相殺制度の特質が、相殺される過失の概念規定と相殺するべき理論的根拠付けを中心として、法思想的には自然法と法実証主義との対立・葛藤のうちに追求されているほか、議論はローマ法の沿革にま

で遡って、従来の学説が過失相殺のローマ法上の法源と解してきた *Digesta* の条規の解釈にまで及んでいる。また本論文は、民法における過失相殺の問題との関連において、従来取り上げられることの稀であった論点として、海事法の領域における船舶衝突の際の損害分担の問題を取り上げ、これが民事一般法としての過失相殺の学説展開に何らかの影響があった可能性を示唆している。

本論文第二部は、英米法におけるコモン・ロー上の過失相殺類似の制度として、いわゆる寄与過失の法理 (contributory negligence) とその修正原理としての最後の回避機会 (last clear chance) の法理について、その理論史的発展を考察する。大陸法に比べて独自の歴史的展開を示すイギリスコモンローの不法行為法は、その法制度が形成された歴史的背景のもとに、その法理論・法概念の正確な理解が可能となり、現代法との関わりが解明できることになる、という発想に基づくものである。

以上のような過失相殺をめぐる各国・各時代の法制度の理論史・法思想史・そして比較法的考察から出発して、本論文は、民法の解釈学上も、従来漠然と理解されてきた「被害者の過失」の中に、本来区別されるべき異質の過失類型として、被害者の「自己過失」と被害者の「真正過失」とが混在していることを指摘する。そして被害者の「真正過失」とは、加害者であると同時に被害者でもある場合の被害者の「過失」であり、双方的不法行為における被害者の「真正過失」を意味するのに対

して、被害者の「自己過失」は、加害者に転嫁することが公平に反するような自己の利益に対する被害者の不注意を意味するものであり、将来なされるべき過失相殺理論の構築においては、過失相殺の理論史的系譜に即応したこれらの「被害者の過失」の類型に応じて、過失相殺の要件・効果も異なるべきである、というのが論者の基本的主張である。

(二) 本論文の評価

本論文第一部は、駿河台法学(第二号より第四巻第一号まで)に掲載された全体として三百五頁に及ぶ大部の論文であり、第二部は未刊のものながら、刷り上がり百七十頁を越える大作である。従来断片的にのみ扱われてきた本邦の過失相殺に関する研究に対して本論文は、そのローマ法以来近世の各国民法典編纂にいたるまでの理論史的、法思想的検討の範囲の広さと資料の豊富さにおいて、特筆されてよい。また過失相殺との関連において、従来看過されてきた中世海事法における損害分担の諸立法の民法典に対する影響に着目している点も、その独自の観点として評価してよいと思われる。本論文に傾注した論者の並ならぬ努力と集中力は、敬服するにたたり。本論文は、過失相殺の問題についての貴重な資料の集大成として、従来わが学界に類を見ない大規模な百科全書的な力作といえよう。

このような多方面にわたる膨大な資料を収集整理する作業が、多大の努力を要する地道な研究の成果として高く評価されるべきことはいうまでもないが、評者は、なお以下の諸点について

問題を提起し、論者の今後の研究の進展を期待するものである。

1 本論文が、ローマ法以来近世の各国民法典における過失相殺制度にいたる長期の広大な歴史的發展を対象とするのみならず、これに直接間接に影響する可能性のある海上運送法や大陸法と独立した法系に属する英米法の寄与過失の制度の歴史にまで視野を拡大していることは、本論文の資料的価値を高めるものとして有意義なことはいうまでもないが、資料が増大し、取り扱う時代と地域、法系列が多岐に分かれるほどに、これらの膨大な素材を、論者が如何なる観点から、どのように意味付けるかは、重要なこととなる。この点について、論者の基本的関心は、現行民法の過失相殺制度の理論的説明を目的とするものとしているが、その理論的提言としての被害者の過失の類型化（自己過失と真正過失）と論文全体の資料との結びつきは、本論文においては未だ完結していない。ここにおいては現行民法の編纂時に先行する各国法制の歴史展開が、制度史的背景として検討されているが、それが現在現実如何に解釈・運用されているかは、論者自身がいうように、本論文の残された課題である。論者の提言する現行民法典の解釈にまで連なる意味においては、現段階で本論文それ自体を完結した業績として評価することは、なお困難というほかはない。本論文に、それ自体として、歴史的文献の集大成としての意義を認めることに當てはないが、そしてその作業が日本国内の研究者として多大の労力を要するものであることは十分に推察されるが、なお今後の論

者の研究が進展して、その理論的成果が実証されるであろうことを期待しつつ、ここでは一応の評価をなし得るのみである。

2 本論文を、法史学から見れば、なお何らかの新資料あるいは独自の資料解釈を必要とするであろうし、法思想史のうえでも自然法理論の内容は時代と人により極めて多義多彩であり、本論文が主張するWolfの意味における過失相殺の数理的構成がその後の自然法といかなる関係に立ち、いかなる経路を経て近代民法典に継受されるに至ったのかは、より具体的な論証を必要としよう。この点について本論文は一つの興味ある仮説を提示するに止まっている。また本論文の資料収集において、ローマ法の法源批判あるいはドイツ普通法時代以降の詳細な概念論争についての理論的紹介と、中世海事法・英国コモンローの概説的叙述とはいささか調和を欠く感がないでもない。

3 比較法の作業としては、如何なる基準から、どの点を各法典の基本的特質として抽出して比較検討するのかが、より明瞭に示される必要がある。このことは本論の扱う「過失」、「損害」、「相殺」といった時代と場所により極めて多義的な用語例について特に重要である。たとえば論旨の中には、各国法制の類縁的關係を表現するために「近似」あるいは「類似」また制度の歴史的「変質」といった言葉が屢々用いられているが、かかる用法は、比較の対象確定の基準と比較方法の基準とが明示され、その実用性が検証されて初めて科学的説得力を持ち得るもので、それ以前においては、論者の主張はまだ論者自身にお

ける予測的仮説の域をでるものではない。また本論文は、英米法においていわゆる「寄与過失」の法理が近時まで維持されてきた理由を、自主独立の国民性や陪審制度に対する裁判官の不信に求めるが、このような社会的事実的理由付けと大陸法のローマ法継受以降の学説史的叙述との混用すなわち事実的判断と規範的評価との対立は、論者の解釈方法においてどのように理論上連絡するものか、今後の具体的研究の成果を待ちたい（自然法理論における損害の単一性とか過失概念の分類に対応する損害分担といった、概念法学的な規範発見の手法と、法社会学的な事実的要因の指摘との超克の課題性）。

4 更に現行法の解釈として重要なことは、現行規定に直接の素材となった旧民法、その前身たるポアソナード草案の規定であるが、その内容やポアソナード自身の自然法理論についての具体的な検討は、民法典の法思想的背景として重要なだけでなく、本論文が民法の解釈論を志向するものである限り、わが民法典における法継受の直接的要因として無視できない点であるだけに、今後の重要な課題となる。

5 過失相殺に関連する類縁法制を、大陸法の諸民法典に限らず、広く各国の海事運送法から英米法、とくにコモローの寄与過失の抗弁にまで視野を拡大していることは、本論文の特長であるが、論者の意図する過失の類型に即応する損害分担の法理については、寄与過失あるいは、それに対する最後の回避機会の法理が、論者の主張するようにコモローを基礎づける自

主独立の国民性やその固有の陪審制度に根ざすものであるならば、何故に、またどのような過程を経て現在次第に廃止しないしは制限される傾向にあるのか、そしてその後に登場する比較過失の法理の検討が直接かつ緊急の課題となるはずであるが、この点が今後の課題として留保されていることは、論者自らの認める通りである。

これを要するに、この資料が資料として奉仕するべき具体的な問題点の確定とそれについての論者の法解釈の方法論が未だ提示されていないところから、本論文における膨大な資料を統一的に処理する視角が明瞭でなく、このことが、論者の主張をその素材から読み取ることが困難にしているように思われる。この点は、結局は論者の解釈学者としての将来の具体的研究の進展に待つことになるであろう。対象とするテーマが巨大であり資料が増加するほどに、論者の論点は次第に拡散し、抽象的な叙述が煩瑣なまでに反復される反面において、論者の具体的論点が広漠たる資料の洪水の中に埋没して、これを正確に把握し難い憾みがあることを否めない。全体として、本論文の印象は、将来の具体的解釈論の展開のための地道な基礎堅めとしての膨大な未完のバノラマの感がある。やがてその具体的な理論展開の段階において、これら資料の正確な位置付けが初めて明示され、論者の解釈論上の観点を中心とするこれらの貴重な諸資料の具体的成果が期待されよう。本論文が、その豊かな可能

性を持つものであることは、評者の疑わなところである。

本論文は、わが民法学界の理論進展のために多くの貴重な基礎資料を提供し、その論議を深化されるのに有益な示唆を提示するものとして、評価するに充分であり、法学博士（慶應義塾）の学位に相当するものと判断する次第である。

平成三年九月二十日

主査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	内池慶四郎
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	人見 康子
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	田中 實

市川太一君学位請求論文審査報告

市川君の提出した学位請求論文は、主論文「日本における代議士世襲の研究」と、参考論文「広島県の衆議院議員の社会的背景と補充」および「広島県選出帝国議会衆議院議員の経歴」(資料)の三部から構成されている。当初に主論文の各章の内容を一括して掲げると次の通りである。

はじめに

第一章 現代日本の政治家族

一、分析の前提と課題

二、一般的特徴

三、三代、四代タイプの特徴

四、内閣にみる「世襲」代議士

五、他の領域のエリートとの比較

第二章 日本の政治家族——その出身家庭と政治家への動機

一、問題の所在

二、政治と実業の間

三、官僚から政治家へ

四、政治家の選択

五、後継者の育成